北宋の上供錢貨

島居一康

はじめに
一　北宋前半期における錢貨の上供
二　新鑄錢の上供
　1　上供新鑄錢の定額
　2　內藏・左藏兩庫閒の上供錢貨の流れ
三　租稅系上供錢
　1　租稅系上供錢の定額
　2　租稅系上供錢の構成內容
　3　租稅系上供錢の上供率
四　新法期以降の上供錢貨
　1　朝廷封樁錢物としての常平錢
　2　無額上供錢の創設と北宋後半期の上供錢貨
小　結

はじめに

宋朝の財政收支に占める貨幣の比重は、國初以來一貫して增加傾向にあり、とくに北宋では新法が實施された熙寧元豐

年間、南宋では各種財政再建策が施行された紹興年間の増加が著しい。この現象は「財政の貨幣化」として、宋朝國家財政の特徴の一つとされてきた。巨額の銅錢鑄造や各種紙幣の發行、新法期および南宋初期に創設された各種錢額制附加税・雜税など、貨幣收入の增加をもたらした一連の財政事象は、宋代に飛躍的に發達した民間の商品流通ないし貨幣經濟に、政府が財政的に對應した結果であると説明される。(1) これに對し宮澤知之氏は、北宋の財政における貨幣の收支動向の分析から、國家は自ら、租税の支拂手段としての、また軍事的使用價値に規定される交換手段としての機能を軸に、租税その他の方法で調達した貨幣を、これも自ら構築した全國的な商品流通市場に投入し運用することにより、財政の貨幣化を推進したとの見解を示した。(2)

宋朝財政における貨幣の收入源としては、大きく分けて錢監で鑄造された銅錢（新鑄錢）と、賦税や課利として徴收された銅錢との二分野がある。鑄錢監からの上供や各種の課税によって、中央地方の各級官府が徴收した巨額の貨幣は、官員兵士の俸給として、或いは和糴・和買・科率その他の方法による各種財貨の調達資金として支出された。財政の貨幣化は、社會と國家との間の一大循環構造を支える貨幣の流れとして、財政收支の兩面からとらえる必要がある。

宋代には地方官府で徴收された財貨は、地方經費として支用すべきものを除きすべて中央に送られた。これが「上供」とよばれる調達方法である。上供は、地方官府が徴收した財貨の中央地方への移送・轉送と、中央からの各種財政支出とを通じて、國家財政の内部に財貨の循環構造を形成し、これによって歳入歳出の兩部門を包括する財政運用體系である。(3) 中でも貨幣は糧斛・金銀・絹帛等と並んで宋代の上供を構成する主要な財貨であった。本稿では一般的な交換手段としての貨幣と區別して、財貨として調達される貨幣を錢貨とよぶこととするが、宋代における錢貨の上供は、財政支出を前提とした錢貨の調達として考察されなければならない。

宋代の上供錢貨に關するこれまでの研究は、上供新鑄錢を除くと新法期の免役錢、坊場河渡錢、無額上供錢、北宋末の經制錢、南宋初期の折帛錢、經總制錢、月樁錢、大軍錢等、全て既存の課税體系の外に新たに設けた附加税・雜税を對象

としたものである。(4) しかもこれら新規の課税による貨幣収入の増加が、そのまま財政の肥大化ないしは人民からの收奪強化ととらえられ、いわゆる宋代「重税」論の論據ともなっている。しかし宋代には、新鑄錢や各種錢額制の新税の上供以外に、正賦（正規の租税）の錢納部分を上供させる「上供錢」とよばれる上供錢貨があった。正規の租税とは、『宋史』巻一七四食貨上二賦税の冒頭部分に概括する五種の歳賦のことで、(5) 本稿ではこの上供錢貨を他の上供錢貨と區別して租税系上供錢とよぶこととする。この租税系上供錢は南北兩宋を通じて存在したが、これまでの研究では殆ど注目されていない。

本稿では、北宋期における幾つかの系統の上供錢貨について、それぞれの財源と調達方式を中心に考察する。とくに租税系上供錢については、その構成内容と上供率、新鑄錢の上供との關係などについて検討を加える。右に見た財政貨幣化の研究課題にてらせば、時代も對象も限定されたものであるが、本稿での検討結果を、南宋期の各種上供錢貨の系統的理解および兩宋を通じた財政構造・財政運用の體系的理解をすすめるための前提としたい。

一　北宋前半期における錢貨の上供

宋朝は江南平定の以前から財貨の國都への集中をはかり、租税・課利等の總收入の中から州軍の必要經費を留保したのち、殘餘をすべて上供させた。上供される財貨は、州軍に存留する必要經費と糧斛とを除く、見錢・絹帛の全額であった。(6) ただし州軍が存留する財貨は地方支費として中央の管理下に置かれ、開寶六年（九七三）の「公使」錢物の全面的な係省化、淳化五年（九九四）の諸州軍の財政收支の中央への報告制度の確立などの措置を經て、(7) 會計上の州軍財政の中央管理、すなわち財政收支の一元的掌握は、十世紀末ごろまでには確立したと見られる。

かくして太宗朝の末期には、宋朝財政の收支の全容が、概略初めて明らかになる。『續資治通鑑長編』（以下『長編』と簡稱）巻四二末尾には至道末（九九七）の租税收入を、同巻九七末尾には天禧末（一〇二一）の租税、上供、課利その他の

表1　至道末・天禧末の錢貨收入

	至道末（997）	天禧末（1021）
租　　稅	4,650,000餘貫	7,358,000餘貫
上　　供	1,692,000餘貫	
権利所獲	11,233,000餘貫	
天下總獲		26,530,000餘貫
銅錢歲鑄	（至道中）　800,000貫 （景德末）1,830,000貫	（天禧末）1,050,000貫

總收支を載せ、このうち幾つかの費目について至道末の歲入と對比している。このうち錢について、兩年次の歲入を比較したものが**表1**である。

天禧末の租稅の錢數は「至道末に比べ二百七十萬八千餘貫を增した」とあるのに據る。至道末には上供の錢と課利の錢とを區別するが、天禧末には「上供はただ錢と絹帛だけが增え、他は移用したので頗る舊額を減じた」というから、おそらく租稅の總收を除き、上供と課利その他を合せた錢貨の全收入を「天下總獲」として記載する。また鑄造銅錢についてはこれらとは別に「錢幣之制」の項目を立て、至道中、景德末、天禧末の歲鑄額を載せる。至道末の錢貨收入が租稅・上供・課利・鑄錢の四項目に分別して會計されていたことがわかる。

このうち課利收入については、諸史料に初めて費目ごとの錢額の記載が現れるのはいずれも至道年間である。(8) つづく咸平から景德にかけて、三司の管轄下で茶鹽酒稅等の徵收體制が整備され、それぞれの「祖額」と近年の徵收實績を比較して最多額を諸路の歲額と定めたというから、(9) 至道末の「権利總獲」は茶鹽酒稅等それぞれの祖額に基づいて集計されたものであろう。ただし課利收入は國初以來州縣の歲入を構成したが上供の對象とされず、その殆どが地方支費に充當された。(10) なお新法期以降になると、租稅・課利を含む各種課稅の管轄系統の改革にともない、鹽酒の課利價錢の增額分が新規の上供錢貨に指定されたり、また崇寧以降には鹽法・茶法の改革によりその收入が悉く中央化されて州縣・轉運司の財政を困窮させることとなる。(11)

新鑄錢については、『長編』の記載は上供の錢額と至道末、景德末、天禧末の歲鑄錢額とを別記する。したがって新鑄錢の額は上供の錢額のうちには含まれないと見られる。新鑄錢は、太平興國二年（九七七）に舊南唐領の江南永平監が初

めて七萬貫を鑄造して以降、同八年（九八五）に三〇萬貫、至道二年（九九六）には新置の池州永豐監と合せて六〇餘萬貫、さらに至道中（九九五～九九七）には八〇萬貫というように、漸次歲鑄額を增加させ、咸平三年（一〇〇〇）には新置の建州豐國監・江州廣寧監を合せた四監で一三五萬貫を鑄造した。その後、景德末（一〇〇七）には一八三萬貫と、これまでの最高額を記錄したが、大中祥符以降は銅坑が不振となり、同九年（一〇一六）には歲に一二五萬貫を鑄造したのち、天禧に入って七〇萬貫にまで落ち込み、末年（一〇二一）に至ってようやく一〇五萬貫の歲鑄を回復する。(12)

永平監での鑄造開始以降、新鑄錢の上供がいつから始まったか、今の所その年次を確定することはできない。(13)『玉海』卷一八〇錢幣・中興鑄錢監に引く紹興三年八月の工部侍郎李擢の言に、

至道・咸平年間には、永豐・廣寧・豐國の三監が置かれ、（四監で）總額八六萬餘緡を鑄造した。或る歲の上供額は一三〇餘萬緡であった。

とあり、史料上ではこれが新鑄錢の上供を明記した最初の事例である。(14)

景德三年（一〇〇六）、史料上初めて上供錢貨に對する「上供錢」の呼稱が現れる。『長編』卷六二、同年正月の條によれば、このとき京東西・河東・陝西・江南・淮南・兩浙の各路に常平倉を置き、管內諸州の戶口の多少を基準に「上供錢」を州に留め置き、市價に上乘せした價格で收糴し、支用した錢額は十年後に三司に償還させることとした。(15) この措置は、本來三司への送納を義務づけられた諸州の正規の上供錢貨の一部を、常平倉の運用資金に充てたものである。右の諸路のうち江南路を除いて當時上供錢監はなかったから、この錢貨は新鑄錢を對象としたものではない。常平倉の設置という政策目標から見ても、この「上供錢」は租稅系の上供錢貨を指したものである。

さらに景祐二年（一〇三五）にも租稅系錢貨の上供の事例が見える。『長編』卷一一七、同年十月丁卯の條に、

上封者が言うには、諸路が每歲緡錢を京師に輸送するので、各地で「錢重貨輕」の弊害がみられる。そこで詔して、江東は五萬緡で紬絹綿を買い、福建・廣東は各々十萬緡、廣西は八萬緡で銀を買い、淮南・湖北は各々五萬、兩浙は

五萬五千とするが、舊來どおり緡錢を輸送させることとした。

とある。[16] これは諸路の銅錢不足を緩和するため、七路について上供錢貨の輸送額を計四八萬五、〇〇〇貫に減らし、淮南・湖北・兩浙三路の計一五萬八、〇〇〇貫は舊來どおり銅錢を上供させるが、江東・福建・廣東・廣西の四路については計三三萬貫で銀・紬・絹を科買し、銅錢を民間に放出させるという措置である。毎歲京師に送るという錢貨は、この時期州軍への存留を原則としていた課利收入ではない。或いは最も收入の多い鹽課を特例措置として送らせたと假定しても、これら諸路は天聖九年（一〇三一）以降、商人が榷貨務に入錢して東南鹽を販賣する通商地分とされていたから、諸路州軍から京師への緡錢輸送はありえない。[17] また江東・福建以外に上供錢監はない。したがってこの緡錢は、ここでは「上供錢」とはよばれていないが、景德三年の諸路「上供錢」と同じ租稅系の上供錢貨である。

北宋前半期の上供錢貨には租稅からの收入と新鑄錢との二系統があった。課利收入は至道末までには茶鹽酒稅等各種費目の祖額が立てられたが專ら地方支費に充當され、上供の對象とはされなかった。至道末には全國の租稅收入の錢貨總額四六五萬貫のうち一六九萬二、〇〇〇貫の錢が上供された。租稅系の上供錢貨は「上供錢」とよばれ、景德三年の諸路常平倉の設置に當っては、その一部を運用資金に充てた。新鑄錢は租稅系錢貨におくれて上供が始まり、歲鑄額は咸平年間には一〇〇萬貫の大臺をこえたが、會計上租稅系の上供錢貨とは區別され、當時は「上供錢」とはよばれなかった。

二　新鑄錢の上供

眞宗朝の初期には、咸平三年（一〇〇〇）に上供絹帛、景德四年（一〇〇七）に上供米、大中祥符元年（一〇〇八）に上供銀があいついで定額化されたが、租稅系上供錢はこれらからかなりおくれ、天禧四年（一〇二〇）四月に定額が立てられた。[18] 新鑄錢の上供定額が立てられたのは、そのわずか四か月前の天禧三年（一〇一九）十二月のことである。

1　上供新鑄錢の定額

天禧三年十二月、詔を准けて三司と内藏庫とが協議し、「今後、鹽税錢と毎歳別に出す錢との合計六〇萬貫を左藏庫に送る」という内容の、内藏庫から左藏庫への回送錢貨の額を倍増する計畫が裁可された。(19) 六〇萬貫の回送を恒常化するためには、内藏庫への新鑄錢の納入額を増やす必要がある。その額は次のような計算に基づいて定められた。

舊例では、内藏庫は毎年錢三〇萬貫を引き出して三司に與えてきたが、このたび三司は毎年さらに三〇萬貫を回すよう求めてきた。本庫が天禧二年の饒池江等州の鑄錢約七〇萬貫を基準にして、毎年錢六〇萬貫文を引き出して三司に與えれば、一〇萬貫の在庫がある。しかし三年ごとの南郊大禮に錢一〇〇萬貫の支出が必要なので、本庫の錢は七〇萬の赤字となる。もし饒池江等州の鑄錢が「元額」一〇五萬貫に達してから納めさせれば、毎年（六〇萬貫を三司に）與えてなお四五萬貫文の在庫があり、三年ごとの南郊大禮に錢一〇〇萬貫を支出しても、三五萬貫文の在庫が殘る。

ここには四錢監が内藏庫に上供する新鑄錢と、内藏庫が左藏庫（→三司）に回送する緡錢との二本の錢貨の流れがあり、これらを整理すると左のようになる。

㈠四錢監は毎年一〇五萬貫の新鑄錢を内藏庫に納入する。

㈡内藏庫は毎年六〇萬貫を左藏庫に回送する。

㈡は原文に「如是饒池江等州鑄錢、及得元額一百五萬貫到庫」というように、前年に七〇萬貫にまで落ち込んだ鑄錢額を、「元額」一〇五萬貫に引き上げた段階で内藏庫に入れさせるというものである。(20) 四監の歳鑄額が一〇五萬貫に達したのは、二年後の天禧五年のことであったから、この制度が實際に發足するのは天禧五年ということになる。(21) ㈡は大中祥符年間以降制度化していた内藏庫から左藏庫への三〇萬貫の回送を、今後は六〇萬貫に倍増するというものである。

内藏庫から左藏庫へ回送される六〇萬貫の錢は、『宋史』巻一七九食貨下一會計には「舊蓄緡錢六十萬貫」とある。(22) こ

の緡錢は右の裁定によれば「鹽稅錢」に別の緡錢を加えた合計額である。すなわちこの時以降、內藏庫から左藏庫へ定期的に回送する錢貨には、新鑄錢ではなく、內藏庫が舊來より蓄えてきた鹽稅錢その他の上供錢貨が充てられた。この回送錢貨は「年退錢」とよばれ、熙寧の改制まで約五〇年間、缺かすことなく毎年六〇萬貫が回送された。(23)

しかし左藏庫への回送錢貨を新鑄錢から鹽稅錢などの「舊蓄緡錢」に切り替えたとしても、これら租稅系上供錢貨の增額はただちに實現できないから、內藏庫としてはこの支出に見合う額を新鑄錢によって埋め合わせなければならない。そのため內藏庫は、回送分を補完する年額六〇萬貫と三年一度の南郊大禮の經費一〇〇萬貫、これにおそらくは少なくとも年平均一〇萬貫以上の在庫を確保することを見込んで、年額一〇五萬貫という上供定額を算定したものと思われる。「元額」は從來から設定されていた恒常的な上供定額ではなく、(24) 內藏庫から左藏庫への六〇萬貫の回送と內藏庫の在庫の確保という、三司・內藏雙方の要求を兩立させるための政策的な上供定額であったと考えられる。

2　內藏・左藏兩庫閒の上供錢貨の流れ

國初以來、賦稅收入の中の金銀錢帛は、留州分を殘して上供され全て左藏庫に搬入されていた。やがて江南諸國を平定し全國統一をなしとげて財政基盤を擴大した太宗朝の初期、左藏庫の財貨は充溢し、太平興國三年（九七八）には左藏北庫を分割して內藏庫を新設した。このとき左藏庫の餘剩を內藏庫に回送し、內藏庫の歲入を銅錢一〇〇餘萬緡、銀一〇餘萬兩と定めた。(25) 當時、左藏庫が管理した錢貨で毎年一〇〇萬貫以上の歲入を確保できるのは、租稅系の上供錢貨をおいて他にはない。おそらくこのとき以降、租稅系上供錢は內藏庫の恒常的な歲入費目を構成するようになったと思われる。その後、これまで左藏庫に納入されていた上供錢帛も次第に內藏庫に納入されるようになり、新鑄錢のような新たな上供錢貨も加わって、眞宗朝の初期ころまでに、兩財庫の閒の財貨の流れはその方向を逆轉させた。(26)

銅錢について見ると、眞宗朝を通じて內藏庫から三司にあてて支出された額は、景德三年（一〇〇六）から天禧末（一〇

二一）までの一六年間の累計で八五三萬貫、この間支出がないのは大中祥符二年だけだから、年平均約五七萬貫となるが、年によっては一六〇萬貫（大中祥符五年）、二三〇萬貫（同九年）、九〇萬貫（天禧二年）というように膨大な額を支出し、[27] しかもこの間、毎年三〇萬貫を左藏庫へ回送している。これほど多額の銅錢の支出は、前に見たこの時期の銅坑の不振、歳鑄錢額の停滞状況から見て、新鑄錢の受入れだけでは到底果しえない。この時期の内藏庫には新鑄錢だけでなく、大量の緡錢収入があったのである。内藏庫は大中祥符五年（一〇一二）までに金銀・珠玉香藥・錦帛・銅錢の四庫に分けられ、銅錢庫はさらに新舊二庫に分けられていたという。[28] 新庫には毎年の新鑄錢が、舊庫には前年までの鑄錢その他の上供錢貨が納められたのであろう。「鹽稅錢」は舊庫に納められた「舊蓄緡錢」の主要な構成要素であったと思われる。

「鹽稅錢」は課利の鹽課ではなく、五代宋初において榷鹽法の廢止にともない、鹽利の代價を租稅化して徵收した鹽錢をいう。[29] 國初にはなお河北・河南の末鹽界に限定されていたが、その後通商地分が擴大し、眞宗朝以降になると鹽課にかえて鹽錢を徵收した地域は江南・淮南・兩浙・荊湖・陝西等路にまで廣がった。鹽錢の價額は、榷鹽下の舊鹽利額に對して五代には一〇割を科徵していたが、宋初から漸次減額され、北宋末には六割で定着して南宋に繼承される。[30] 北宋前半期における鹽錢の徵收額を示す史料は少ないが、太宗の雍熙元年（九八四）、江南鹽の禁榷を解除して通商化すれば、徵收できる鹽錢の額は舊鹽利の約四五%、二四萬餘貫に達するというから、[31] 全國的にはかなりの額を科徵していたことになる。

鹽錢は租稅系上供錢を構成する一費目である。[32] 上供新鑄錢に對して、その定額化がなされた當時の史料がいずれも「上供錢」の呼稱を與えていないのは、鹽錢のような租稅系の「上供錢」が内藏庫に納入されていたためと考えられる。

仁宗朝を通じて内藏庫から左藏庫（→三司）への財貨の貸與は頻度數量ともに增加し、末期になると在庫の激減という事態を招いた。[33] しかしこの間、新鑄錢の上供定額は天禧三年（一〇一九）に定めた一〇五萬貫が維持され、年退錢六〇萬貫の回送も安定的に運用された。

神宗が即位すると、王安石は上供錢監の鑄錢額の增大をはかる一方、三司の權限を強化し、金銀錢貨の内藏庫への納入

を減らして、逆に左藏庫（戶部）への納入を擴大する政策をとる。まず熙寧二年（一〇六九）、上供金銀の納入先を內藏庫から左藏庫に變更し、[34] ついで熙寧五年（一〇七二）、新鑄錢の上供定額一〇五萬貫のうち、內藏庫へは一一萬餘貫だけを納入させ、殘餘九三萬餘貫を直接左藏庫に納入させて三司の管理下に置いた。これにともない年退錢六〇萬貫の制度は廢止された。[35] その後、元豐三年（一〇八〇）、從來より內藏庫に納入されていた「額外鑄錢」の額を固定し、三五萬貫を年額とした。これにより新鑄錢の上供總額は、內藏庫分五〇萬貫（額外鑄錢三五萬貫と上供定額のうち一五萬貫）に左藏庫分九〇萬貫を加えた一四〇萬貫となる。ただし上供定額一〇五萬貫は引き續き維持されて北宋末に至る。[36]

このように上供新鑄錢は北宋を通じて內藏庫に納入されたのではなく、定額化の當初は一〇五萬貫の全額が內藏庫に納入されたが、熙寧・元豐期の改制を經て、毎年九〇萬貫が左藏庫に納入されるようになった。これは三司の財貨運用を強化して、上供錢貨の效率的運用をはかる新法期財政の特質が、財庫の管理に反映したものと見るべきであろう。

新鑄錢の上供定額一〇五萬貫は、內藏庫から左藏庫への年額六〇萬貫の回送と、內藏庫の恒常的な在庫確保とを兩立させる政策的な數値として、天禧三年十二月に定められた。年額六〇萬の回送錢貨は內藏庫に蓄えられた鹽錢など租稅系の上供錢貨であった。新鑄錢一〇五萬貫の定額化により、內藏庫から左藏庫への租稅系上供錢貨の回送額の倍增が可能になり、三司の財貨運用は一段と強化された。

三　租稅系上供錢

新鑄錢の上供定額を定めて四か月後、天禧四年（一〇二〇）四月に租稅系上供錢が定額化された。上供新鑄錢の定額化のさい、內藏庫から左藏庫への恒常的な六〇萬貫の回送錢貨として、鹽錢など租稅系の上供錢貨を充てたことから、租稅系上供錢貨の定額化は、三司が新鑄錢の上供定額化に連動して實施した財政措置であったと思われる。本節では租稅系上

供錢について、その定額と構成内容、上供率の各項に分けて検討する。

1　租税系上供錢の定額

租税系上供錢の定額がどれほどのものであったのか、直接その額を示す史料はない。しかし限られた史料からではあるが、以下のように推測することができる。

『宋史』巻一七九食貨下一會計に、

神宗臨御の初め、詔して毎歳内藏庫に納める錢帛の額を立てた。慶曆の上供をみて額を決めた。

とある。[37] 上供錢帛の定額はすでに眞宗朝に立てられていたから、これは治平四年（一〇六七）の神宗の即位にともない、仁宗朝末期に惡化した財政の再建策の一環として打ち出された、上供定額の改定作業であったと見られる。ただしこのころ内藏庫に納める上供錢物は、路ごとの費目と歳額とを嚴しく定めるようになっていたから、[38] この時の上供定額の改定は、上供總額を直接改定したのではなく、路ごとの歳額の改定であったようである。

諸路の上供歳額改定の參考にしたという慶曆年間の上供實績とはいかなるものであったか。『群書考索』、續集四六財用門・東南財賦「祖宗之時銀絹繒絮錢穀咸仰給於東南」には、仁宗皇帝の慶曆三年（一〇四三）に、

國家の財賦を會計し、一年以内に定式をつくれ。州縣の人件費や諸路の輸送經費は控除し、漕運・陸運の舟車の費用を勘案せよ。

という内容の詔が出されたことを記す。[39] 式を定めるというからには、諸路の上供歳額の總點檢が行われ、おそらくその成果が參照されたものと思われる。さらに後文には「而して東南金帛の成數、考う可し」とあり、章如愚はこのときの東南諸路の金銀錢帛の上供歳額の概數を次のように記している[40]（**表2**）。

これによると、東南六路の上供錢の合計は約二二四萬緡となる。福建路など錢監があるのに上供額がないものや、逆に

上供額があるのに錢監のない兩浙路・荊湖北路等がある所から、この錢額は租税系の上供錢額を記したものである。

租税系上供錢貨の全國の歳入を記す史料として、『宋史』一七九食貨下會計、崇寧六年（一一〇六）の尚書右丞宇文粹中の言に、

祖宗のとき、國計の仰ぐ所はみな實數があった。有額上供が四〇〇萬、無額上供が二〇〇萬で、京師の商税や店宅務・抵當所等の雜錢收入が一〇〇萬あった。三司はこの七〇〇萬の數で一年の經費を賄い、その餘剰を蓄えて不測の用に備えた。

とある。(41)「無額上供」の費目が見えるので、この數字は元豐五年（一〇八二）以降のものである。(42)また、「有額上供」に新鑄錢は含まれず、四〇〇萬貫は左藏庫に納入される租税系上供錢である。すなわち二年前の元豐三年（一〇八〇）には、前節2で見たように、上供新鑄錢の內藏庫・左藏庫への分配方式が改定され、天禧以來の定額一〇五萬貫は內藏庫分一五萬貫と左藏庫分九〇萬貫とに分割された。ただし左藏庫はここから毎年三三萬餘貫ずつを內藏庫に入れ、內藏庫はこれを三年一次の南郊大禮に備えて封樁する。三司の管理下にあるとはいえ恒常的な歳入を構成しない上供新鑄錢は、三司の一年の經費と見ることはできないからである。

表2　慶曆三年諸路上供額

	上供錢(貫)	上供銀(兩)	上供絹(匹)
江東	890,000	200,000	500,000
江西	340,000	130,000	300,000
湖南北	270,000	220,000	130,000
兩浙東西	740,000	48,000	72,000
福建	—	208,000	—

租税系上供錢の額は慶曆のころ東南六路だけで計二二四萬貫であったから、全國では少なく見積っても三百數十萬ないし四〇〇萬貫程度と推測される。その後四〇年以上を經た元豐期に、租税系上供錢の總額がなお約四〇〇萬貫程度であったとすると、慶曆期から新法期をはさんで元豐期まで、租税系上供錢の歳入は殆ど增えていない。(43)新法期の財政は、いわゆる新法系の諸税以外の、在來の諸税の課税額を殆ど增加させなかったから、租税系上供錢の定額は天禧四年の歳額立定以降、そのまま維持されたと見てよいであろう。

2　租税系上供錢の構成内容

租税系上供錢はどのような費目で構成されていたか。府州の租税収入の諸費目を見ると、まず開封府では、張方平によれば、熙寧の初めころ管内諸縣の両税の課額が過重なので、皇祐五年（一〇五三）の赦敕によって「元額」から三分を減じて定式となした。その結果、夏秋二税の斛㪷が四〇萬有餘石、錢が三四萬有餘貫、紬絹が一〇萬有餘疋となった。(44) 錢の「元額」は四八萬餘貫であったことになるが、これは斛㪷・紬絹を除いた両税の課額であるから、課税額三四萬有餘貫の錢の費目は両税沿納錢であったことがわかる。

また京西北路の陳州では、管内四縣の催納すべき夏税は、新法系の諸税を除き、苗子が七七、五〇〇石有零、鹽錢が一五、八〇〇貫有零、正税・屋税・預買・和買それぞれの紬絹が合せて三〇、二〇〇疋有零、同じく絲綿が四九、〇〇〇有零兩であった。(45) これらの額はいずれも陳州の夏税の「催納すべき」額すなわち課額に基づくものである。陳州の両税の徵收費目について、張方平は別の奏疏において、「陳州の夏秋二税の斛㪷は一五八、〇〇〇有零石、正税・和預買の紬絹は三〇、〇〇〇有零疋、絲綿は四九、〇〇〇有零兩で、これらは常賦である。鹽錢一五、八〇〇有零貫と夏秋沿納錢は古くからの敝法であるが、これらの錢は多く斛㪷で折納し、すべて錢を納めるわけではない」とも言う。(46) 二つの記事をあわせ、陳州の夏秋の全徵收費目から新法期に創設された青苗錢・免役錢等の税目を除くと、夏秋税の徵收税目は全部で

①夏税斛㪷、②秋税斛㪷、③夏秋沿納錢、以下夏税④鹽錢、⑤正税絹帛、⑥屋税絹帛、⑦預買絹帛、⑧和買絹帛

の八項目となる。張方平はこのうち③④については課額は錢であるが多くは折納するといい、⑥の屋税についても正税・和買・預買紬絹とともに紬絹絲綿の額で一括している。しかし屋税については南京應天府の場合、「畿内七縣の夏秋米麥は一五二、〇〇〇有零石、絹は四七、〇〇〇有零疋で、これは田畝桑功から出るもので正税である。ほかに沿納の諸色の名目の雜錢が一一三、〇〇〇有零貫あり、古くからの敝法で、錢額ではあるが錢を納めず穀帛で折納する。ただ屋税五、

○○○餘貫は、舊來より本色見錢を納めている」といい、(47) 屋税はもともと錢額制の費目であったことがわかる。したがって右に整理した八項目の徴税費目のうち、錢額を課額とするものは③夏秋沿納錢、④鹽錢、⑥屋税の三項目となる。

張方平は、夏秋兩税の斛㪷・絹帛を「正税」、これと上供の和預買絹帛とを併せて「常賦」、そして鹽錢・夏秋沿納錢・屋税等を「敝法」として區別し、それぞれ課税の性格が異なると認識している。この「敝法」は必ずしも「違法」を意味せず、兩税の正税たる夏秋の斛㪷・紬絹や定額化された紬絹の上供と比べ、前代以來の古色蒼然たる課税だという意味であろう。事實、五代の沿徴に淵源する夏秋沿納錢は、宋朝の全國統一後に推行された兩税版籍の整備の過程で、舊來の各種附加税・雜税を統合し、十世紀末ころまでに折變を許容する「緣科物」として定式化された兩税の附加税であり、(48) 都市住民への課税である屋税(49)と同様、ともに土地税として田賦に準ずる課税がなされた正規の租税である。(50) 沿納錢は「雜變之賦」、また屋税は「城郭之賦」として、ともに宋朝の正規の租税として五賦の一に數えられる。

江南においては、やはり五賦の一に數えられる「丁口之賦」すなわち身丁税のほか、夏税絹帛の正税化以前には錢額錢納の夏税「税錢」が徴收され、ともに課額は錢額であった。兩浙・福建・荆湖・廣南諸路の五代以來の身丁税は、大中祥符四年（一〇一一）秋七月の詔によって、歲額計四五萬餘貫が免放されたが、すでに田賦化していた身丁税は對象とならなかったので、一部地域では錢額制の賦課が繼續し、北宋末・南宋初に新たに賦課が始まった身丁錢もある。(51) また、江南には咸平三年（一〇〇〇）以前、舊吳—南唐領を中心として、兩税の夏税課額は「税錢」額で定められ、これを見緡で、または金銀絹帛で折納する慣行があった。(52)

十世紀末から十一世紀にかけて、全國で正規の租税として諸州が徴收した錢額制の課税費目をまとめると、前の三項目に江南の二項目を加えて、「税錢」・身丁錢・屋税・鹽錢・沿納錢の計五項目となる。これらの中には折變を許容するものもあるがいずれも錢額制の徴收費目であり、江南諸路の「税錢」一項だけが十一世紀前半までに錢額制から物額制に轉換した。したがって國初以來、諸州軍が徴收した租税系の上供錢貨の收入源は、十一世紀前半に「税錢」の錢額賦課が廢

絶するまでは五項目、その後は身丁錢・屋税・鹽錢・沿納錢の計四項目ということになる。これらのうち、沿納錢を除く三項は兩税（正税）の系統ではないが、いずれも「夏秋税」として兩税と併せ徴收される宋朝の正規の租税である。租税系上供錢は、これら錢額制の費目ごとに徴收した錢貨の中から、地方支費に充當すべき額を控除したのち、轉運司を經て中央に送納された上供錢貨である。

3　租税系上供錢の上供率

次に、租税系錢貨の收入に對する上供の比率を見てみたい。北宋における租税系の貨幣收入の總額については、英宗の治平年間（一〇六四～六七）、三司使に任じた蔡襄の記錄がある。『蔡忠惠公文集』卷二二國論要目「論兵十事」によれば、錢の總收入は三、六八二萬二、五四一貫一六五文、うち夏秋税が四九三萬二、九九一貫文である。ただし夏秋税の錢額には折變分が含まれる。[53] したがって夏秋税の錢約四九三萬貫は、課額に基づき錢額換算した折變分を含む實徴額である。

また『文獻通考』卷四田賦考によれば、熙寧十年の二税の錢の總收入は、夏税の錢三八五萬餘貫、秋税の錢一七三萬餘貫、計五五九萬餘貫であった。これもやはり折變分を含むが、「見催」すなわち實徴額である。[54]

右の二つの租税系錢貨收入を比べてみると、新法期をはさんで約十年の間に、租税系錢貨の實徴額はわずか六六萬貫しか增えていない（年平均六萬餘貫、年增加率約二%）。新法期には、新法系諸税以外の既存の諸税に對して增徴策はとられなかった。したがって諸路州縣における租税系錢貨の實徴總額も、十一世紀初頭以降、五〇〇萬貫前後の水準を維持したであろうと推測される。

一方、租税系の徴收錢貨の課額は、國初の江南における舊五代の諸課税の統廢合や、十世紀末以降の兩税版籍の全國的な整備、江南諸路における折納絹帛の夏税正税化など、錢額制の課税費目の減少によって、眞宗朝の初期には、國初にくらべ、全國的にはかなり減額したと見られる。[55] その後租税系錢貨の上供定額が定められて後は、沿納錢・屋税等の費目に

おいて折變が普及したとしても、課額自體は錢額で維持される。また、さきに見た皇祐五年の開封府における課額の三割減額など、府州のレベルで夏秋税「元額」が改定されたとしても、それほど頻繁かつ大規模に行われたわけではない。租税系錢貨の課額は、全國的には仁宗朝以降、新法期をはさんで北宋末まで、ほぼ同じ水準で推移したと考えられる。

租税系錢貨の課額ないし實徵額が右のように推移したとして、これに對する上供率はどの程度であっただろうか。今の所、その額が判明している租税系上供錢の總收入は、最も早期のものが第一節で見た至道末（九九七）の上供錢貨の一六九萬二、〇〇〇餘貫という額である。至道末の租税收入の錢額は四六五萬餘貫であったから、上供率は約四〇％となる。天禧末には租税の錢貨收入は七〇〇萬貫をこえていたが、上供錢額が不明のため上供率はわからない。前項1においては、慶曆三年ころの上供錢額が東南諸路だけで二二四萬貫であったことから、租税系上供錢の額は、全國的には三百數十萬貫から四〇〇萬貫と推測した。これに對し治平の租税系錢貨の總收入は約五〇〇萬貫であったから、仁宗朝後半期の上供率は少なくとも七〇％をこえていたと推測される。また熙寧十年の租税系錢貨收入は約五六〇萬貫、これに對して元豐期の「有額上供」すなわち租税系上供錢の額は四〇〇萬貫であったから、熙寧・元豐期の上供率もほぼ七〇％となる。(56) 租税系上供錢は天禧四年の上供歲額立定以降、錢貨實徵額のほぼ七〇％の上供率で、北宋末までその定額を維持したと見られる。

四　新法期以降の上供錢貨

陳傅良は『止齋文集』卷一九赴桂陽軍擬奏事劄子第二において、國初から新法期までの上供の推移について、

建隆から景德までの四五年間、應在の金銀錢帛糧草雜物は七、一四八萬〔複合單位〕に達したが、州軍に留めて會計しなかったので、富は天下に藏えられたといえる。大中祥符元年に三司が奏して諸路の（上供の）歲額を立て、熙寧の新政でその額は倍增した。

と概括する。[57] 留州錢物は國初以來「係省」とされて中央の管理下にあり、淳化末以降は州軍の收支は「應在」として會計されたことは前に見たが、上供される財貨は定額化以前は輸送量も少なく、州軍には多額の財貨が蓄積された。各種財貨の上供に定額が設けられて以降も、西夏との戰爭で財政事情が惡化するまで、州軍における財貨の蓄積は續いたから、[58] 上供の定額化はただちに州軍の留州の減少をもたらしたわけではない。また陳傅良は、新法によって上供の額が倍增したと言っているが、これは各種上供の定額を倍增したという意味ではない。上供錢貨の場合、租稅系・新鑄錢系とも北宋末まで天禧の定額が維持された。熙寧・元豐期に上供錢貨の總額が增加し、州軍の歲入の減少が始まったのは、「朝廷封樁錢物」と「無額上供錢」という新規の費目が創設されたことによる。

1　朝廷封樁錢物としての常平錢

新法期には免役錢・青苗錢などの新たな錢額制の附加稅が創設され、新法系諸稅による錢貨の收入は熙寧十年ころには約一、八〇〇萬貫にのぼったという。[59] これら錢貨は當初殆どが地方で支用されたが、しだいに存留された錢貨收入に對して「封樁」の制度が適用されるようになる。封樁とは、三司の管轄下で諸司官府の係省財貨の支用を凍結し、官府閒の財貨の移用に備えて封藏する財政措置で、新法期以前にも諸司の財貨を封樁する措置がとられたことがある。[60]

新法期には諸路の財務の管轄系統が轉運司系と常平司系とに二分され、轉運司の掌管對象は租稅と酒稅・商稅に限定され、新法諸法を含むその他の財務はすべて常平司が掌管した。[61] この常平司の管轄下で、州縣で徵收された諸稅の多くの費目が「封樁錢物」に指定された。また提點刑獄司の管轄下では、それまで州軍の收入となっていた禁軍闕額錢が封樁錢物に指定された。[62]

新法系諸稅のうち、免役錢は當初すべて地方支費とされたが、熙寧五年（一〇七二）から八年（一〇七五）にかけて、戶長・壯丁・耆長の役を順次廢止し、免役錢の中から支出していた雇錢（耆戶長壯丁雇錢）を封樁して、これを專ら吏祿や保

甲の費用に充當した。[63] また、もともと衙前の報酬や青苗錢の支俵に充てられた坊場税錢（買撲坊場河渡錢）も熙寧八年から封樁され、免役錢とともに吏祿に充當された。[64] これらの錢は一括して「常平錢」と稱されたが、州軍における多額の蓄積の中央移管を企圖した政府は、元豐五年（一〇八二）に管轄を司農寺から戸部右曹にうつし、「朝廷封樁錢物」に指定して新置の元豐庫に輸納させた。[65]

錢貨に對する封樁の制度は、主として新法系諸税や禁軍闕額錢等、既存の課税體系の外にある錢貨收入に對して、當初は地方支費とされていたものを中央が他の費用に流用するために發動した財政措置である。あくまでも上供體系の內部での財貨の移用、錢貨の循環の效率化をはかる運用措置であり、直接地方支費を中央が吸い上げる措置ではない。これに對し「朝廷封樁錢物」は、常平司系新法諸税のうち地方に封樁されている財貨の一部を、元豐庫に輸納させたものである。

この措置によって常平錢は州軍封樁分と元豐庫輸納分とに分割された。地方の存留錢貨が中央の元豐庫へ輸納されたという意味で、朝廷封樁錢物としての常平錢を新法期における新たな上供錢貨の創出と見ることもできる。しかし常平錢の元豐庫への搬入は、元豐庫が新設されたこの年かぎりの措置であり、しかもこの年のうちに、常平錢の一半を構成する坊場税錢が「無額上供錢」の一費目に指定され、免役錢の方は從前の封樁方式にもどされた。當時の史料は常平錢の元豐庫への輸納に「上供」の語を用いず、したがって常平錢に對しても「上供錢」という呼稱を與えていない。

2　無額上供錢の創設と北宋後半期の上供錢貨

新法期にはもう一つ新規の上供錢貨として「無額上供錢」が創設された。創設年次は、「朝廷封樁錢物」と同じく、元豐五年（一〇八二）である。「無額」とは定額を有する「有額」に對し、恒常性・安定性を缺く收入や、或いは地方官府における不定期の雜收入など、總じて定額化が不可能な錢貨收入に對する呼稱である。[66] 『文獻通考』卷二三國用考によれ

ば、このとき上供年額外に新たに指定された無額上供錢の徴收費目は、次の十五項目である。

①坊場税錢、②增添鹽酒錢、③賣香礬錢、④賣秤斗錢、⑤賣銅鉛錢、⑥披剃錢、⑦封贈錢、⑧淘尋野料錢、⑨額外鑄到錢、⑩銅鉛本脚錢、⑪竹木税錢、⑫誤支請受錢、⑬代支失陷賞錢、⑭贓罰錢、⑮戸絶物帛錢

これらはいずれも、これまで州軍に存留されて地方支費に充當され、上供錢貨の對象費目とされていなかった徴税費目である。ただ①坊場税錢は、前項で見たように、元豐五年に耆戸長壯丁雇錢とともに「常平錢」として元豐庫に輸納された。したがって無額上供錢は常平錢のうちの坊場税錢だけをその一項に指定して上供させたものである。(67) また②增添鹽酒錢、③賣香礬錢は、課利に付隨する錢貨收入の一部が初めて上供錢に指定されるようになったことを示す。また⑨額外鑄到錢は、第二節で見たように元豐三年以降は三五萬貫を年額として、上供四錢監から直接内藏庫に搬入させている。上供定額外ではあるが年額化されているので「無額」ではない。したがって元豐五年に無額上供錢に指定された額外鑄到錢は、上供四錢監の年額三五萬貫以外に、諸監が鑄造した新鑄錢を指すものと思われる。

無額上供錢は、『宋史』卷一七九食貨下一會計、崇寧元年（一一〇二）の條に、

諸路の無額錢物は、式を立てて提刑司に下し、三年を超えてまだ起發していない額は、一季を限って聞奏させる。(68)

とあるように提點刑獄司の管轄下にあり、轉運司の扱う租税系上供錢や、常平司の扱う新法系諸税とは明確に區別される。

かくして元豐五年以降、宋朝の上供錢貨は、國初以來の租税系上供錢・上供新鑄錢に新たに無額上供錢が加わって、合せて三系統となった。その後崇寧年間には上供格を重修し、諸路の上供額は十數倍に增加したというが、上供錢貨として新規の費目は創設されていない。(69) このうち租税系上供錢は轉運司、新鑄錢は戸部と内藏・左藏兩庫、無額上供錢は提刑司がそれぞれ管轄した。したがって、元豐五年以降の史料に現われる上供錢貨は、右の三系統の上供錢貨のいずれを指すのか、名稱だけからは判別できないが、管轄系統を見ることにより分別が可能となる。

元豐五年以前の事例では、熙寧七年（一〇七四）に京東での收糴にあたり、轉運司は上供錢帛を截留して糴本となした。[70] 元豐元年（一〇七八）には、西南邊境の戰費に充てるため、朝廷は度牒五〇〇道を三司に賜り、廣南西路から三司に輸納すべき上供錢五萬緡を廣南西路經略司に與え、また湖南では增鑄のため上供錢一〇萬緡を借支して銀銅を買い、鑄造した錢で償還させた。[71] 京東・廣南東西路には上供錢監はなく、湖南路の場合は地方向け鑄錢監の增鑄策であり、またいずれも無額上供錢の指定以前であるから、これら上供錢は租稅系上供錢である。

無額上供錢が創設された元豐五年以降の事例では、元豐六年（一〇八三）に入内高品の曾處厚が廣東の韶州・惠州に派遣され、内藏庫上供錢を監査した。廣南東路に上供錢監はないが韶州には地方支費用の鑄錢監司があるので、この「内藏庫上供錢」は無額上供錢に指定された額外鑄到錢であろう。[72] また元豐七年（一〇八四）、廣南西路の上供錢を封樁させたが、この上供錢は禁軍闕額錢米とともに封樁されている所から、[73] 提刑司が管轄した無額上供錢と見られる。また元祐四年（一〇八九）十一月の蘇軾の奏には、「兩浙の錢荒對策として、提點刑獄・轉運兩司のもとにある上供錢を諸州の稅戶に與え、それで金銀紬絹を買わせて上供年額を充足させればよい」とある。[74] ここには上供錢の管轄官司が明示され、提點刑獄司の上供錢が無額上供錢を、轉運司の上供錢が租稅系上供錢をそれぞれ指すことは明らかである。

また元祐五年（一〇九〇）には兩浙の處州等で銀坑が開鑿されたため、諸州が管理する上供錢と「無額官錢」の一部を截留して應副し、銀を買って京師に送るという措置がとられた。[75] 兩浙路には上供錢監はなかったから、戶部の管轄下で買銀の資本として截留された上供錢が租稅系上供錢を、「無額官錢」が無額上供錢を指すことは明らかである。また元符元年（一〇九八）には、諸路州軍の起發する「有額上供錢物」について、所定の期限内に所要人員と運船とが調達できない場合は擔當官を科罰するよう、江淮荊浙等路制置發運司が要請して裁可された。[76] ここに敢えて上供錢物に「有額」の語を冠している所を見れば、無額上供錢は京師への納付期限も他の上供錢とは異なっていたようである。

新法期に出現した二つの上供錢貨は、ともに地方官府の貨幣收入の一部を中央が吸い上げたものである。封樁の對象とされた耆戶長壯丁雇錢や、坊場稅錢を含む無額上供錢は、ともに從來地方官府の收入とされていた諸費目を上供錢貨に指定し、上供させたものである。元豐五年、新規に創設された無額上供錢の總收入は、前節で見たように約二〇〇萬緡、有額の上供錢の總收入のほぼ半額に達した。常平司・提點刑獄司管轄下の封樁錢物の增加や新規の上供の出現により、州軍では留州が激減し、そのため路內の財貨の過不足を調整しながら上供輸納の責務を遂行してきた轉運使の裁量の幅が狹まり、上供が停滯して戶部（左曹）の財政に深刻な影響を及ぼした。(77) 新法期の貨幣收入の增加は、全國的に見れば既存の課稅體系の外に新規の錢額制諸稅を創設することによってもたらされたが、國家財政の內部では、地方官府や諸路轉運司の管理下にある財源を、中央が收奪することによって果されたのである。

小　結

北宋時代、地方官府で徵收された錢貨は、國初には租稅と課利との別なく上供されたが、地方支費の中央管理體制の確立にともない、至道末までには會計上、租稅系の收入と課利系の收入とは區別されるようになった。課利收入は殆どが地方支費に充當されたが、租稅系の錢貨收入は地方支費（留州）を控除した後、殘餘全額を上供した。これが「上供錢」である。

北宋前半期の上供錢貨としては、「上供錢」とは別に、太宗朝に始まる鑄造銅錢がある。銅錢の歲鑄額は十世紀末には四錢監で計一〇〇萬貫をこえたが、十一世紀初頭以降は銅坑が振わず、新鑄錢一〇五萬貫の上供を定額化したのは天禧三年（一〇一九）十二月のことであった。この定額化は同時に內藏庫から左藏庫への回送錢貨を年額六〇萬貫に倍增する政策と連動していた。この錢は「年退錢」とよばれ、鹽錢など租稅系上供錢貨が充てられた。そこで內藏左藏兩財庫閒の錢貨の循環を強化して財政支出の效率化をはかる三司は、その四か月後の天禧四年四月に租稅系上供錢の上供定額を定め

た。十世紀末から十一世紀初頭にかけて、絹帛・糧斛・金銀等の上供定額があいついで定められる中、「上供錢」の定額化がかなり遅れた理由は、三司の管理下にある左藏庫の錢貨不足と銅錢歳鑄の停滞を主な原因とするものと思われる。

新鑄錢はその後熙寧年間に內藏庫へ一一萬餘貫、左藏庫へ九三萬餘貫を納めさせて年退錢の制度を廢止し、さらに元豐の改革で左藏庫への九〇萬貫納入を恒常化させる。左藏庫の在庫を增やし、三司の錢貨運用能力を強化する政策であった。

租稅系上供錢は、兩稅沿納錢のほか鹽錢・屋稅・身丁錢等、宋朝の「正賦」として徵收された錢貨のほぼ七〇%を上供したと推測される。この上供率は天禧四年の定額化以降、夏秋稅の課額・實徵があまり變動せず、また新法期に在來の諸稅の增徵策がとられなかったこともあって、北宋末までほぼ同じ水準を保ったものと思われる。

新法期には、「封樁」の制により常平司の管轄下で新たに多くの錢物が地方での支用を凍結され、中央の管理下に置かれた。このうち免役錢・坊場稅錢の封樁分（常平錢）は元豐五年（一〇八二）、「朝廷封樁錢物」と稱して新置の元豐庫に納入された。これは事實上の上供錢貨であったが一時的な措置であり、常平錢は「上供錢」とはよばれなかった。同年、これまで上供の對象とされなかった地方官府の錢貨收入十數費目が、提刑司の管轄下で「無額上供錢」に指定されて戶部の新たな財源とされた。この無額上供錢は地方官府の雜收入のほか、鹽酒香礬等の課利に附隨する錢貨收入の一部を增添鹽酒錢、賣香礬錢等として含むとともに、常平錢の一半を構成した坊場稅錢を吸收してその一費目としていた。

かくして元豐五年以降、上供錢貨の收入は、①「上供錢」約四〇〇萬貫（定額。轉運司→左藏庫・戶部）、②新鑄錢一〇五萬貫（定額。四錢監→左藏庫）、③無額上供錢約二〇〇萬貫（不定額。提刑司→戶部）、計約七〇〇萬貫となり、三系統とも戶部の管轄下に置かれた。しかしこの時期、新法系諸稅だけで全國の貨幣收入は一、八〇〇萬貫を超えていたというから、地方にはなおこれら上供錢の總額に數倍する錢貨が存留されていたのである。

この三系統の上供錢貨は、北宋最末期から南宋初期にかけて大きく變容をとげることとなる。すなわち①租稅系上供錢

は南宋初期には「祖宗の正賦」といわれたが、(78) その額は約二〇〇萬緡に半減した。②新鑄錢は銅錢鑄造能力の低下で上供額が二〇～三〇萬貫にまで激減した。③無額上供錢とならんで北宋最末期には「經制錢」が創設され、まもなく廢止されたが南渡の直後に復活整備され、紹興年間には「總制錢」と合併して「經總制錢」となり、無額上供錢を吸收して中央政府の重要な財源となる。南宋初期には、このほか地方的な「月樁錢」「大軍錢」「折帛錢」など多樣な錢額制諸稅が出現し、課利收入も酒稅・商稅を除いてその殆どが直接中央政府の收入とされるようになる。南宋期の上供體系は北宋の制度を繼承しながらも變化した部分も大きく、錢貨の上供についても北宋期とはかなり異なる樣相を呈する。北宋後半期の三系統の上供錢貨が南宋期にどのように繼承され、どのように變容したかについては、稿を改めて考察することとしたい。

註

(1) 日野開三郎「北宋時代における貨幣經濟の發達と國家財政との關係についての一考察」(『歷史學研究』二—四、一九三四、『日野開三郎 東洋史學論集』第六卷所收)、全漢昇「唐宋政府歲入與貨幣經濟的關係」(『歷史語言研究所集刊』二〇、一九四八) 等。

(2) 「北宋の財政と貨幣經濟」(『中國專制國家と社會統合』一九九〇、『宋代中國の國家と經濟』一九九八所收)。

(3) 拙稿「宋代上供の構成と財政運用」(島根大學法文學部紀要『社會システム論集』一、一九九六) 參照。

(4) 日野開三郎「北宋時代における銅鐵錢の需給について」(『歷史學研究』六—五、一九三六、『日野開三郎 東洋史學論集』第六卷所收)、中嶋敏「北宋時代に於ける新鑄錢の上供と財庫」(『社會經濟史學』一二—三、一九四二、『東洋史學論集—宋代史研究とその周邊—』一九八八所收)、曾我部靜雄『宋代財政史』(一九四一) 所收の諸論文、久富壽「南宋の財政と經總制錢」(『北大史學』九、一九六五)、王德毅「南宋雜稅考」(史原二、一九七一)、郭正忠「南宋中央財政貨幣歲收考辨」(『宋遼金史論叢』一、一九八五) 等。

(5) 『宋史』卷一七四食貨上二賦稅「宋制歲賦、其類有五。曰公田之賦、凡田之在官、賦民耕而收其租者是也。曰民田之賦、百姓各得專之者是也。曰城郭之賦、宅稅・地稅之類是也。曰丁口之賦、百姓歲輸身丁錢米是也。曰雜變之賦、牛革・蠶鹽之類、隨其所出、變而輸之是也」。

(6) 『長編』卷五、太祖乾德二年(九六一) 詔「是歲、始令諸州自今每歲受民租及筦榷之課、除支度給用外、凡緡帛之類、悉輦送京師」。この詔は翌年に重申(同卷六、乾德三年三月條)。

(7) 『文獻通考』卷二三國用考一「(開寶) 六年、令諸州舊屬

公使錢物、盡數係省、毋得妄有支費。以留州錢物盡數係省、始於此。止齋陳氏曰、……淳化五年十二月、初置諸州應在司、具元管・新收・已支・見在錢物申省」。佐伯富「宋代の公使錢について―地方財政の研究―」（『東洋學報』四七―二、一九六四、『中國史研究』二所收）参照。

（8）『長編』同巻の榷鹽收入二三五萬八、〇〇〇貫、榷酒銅錢一二一萬四、〇〇〇餘貫、鐵錢一五六萬五、〇〇〇貫、京城賣麴錢四八萬貫、關市津渡等税四〇〇萬貫等、また『宋史』巻一八三食貨下五茶、同七鬱に載せる茶の歲賣錢二八五萬二、九〇〇貫、榷鬱收入一七萬貫等、いずれも至道中または至道末の數字である。

（9）『宋史』巻一七九食貨下一會計「眞宗嗣位、詔三司經度茶鹽酒税以充歲用、勿增賦斂以困黎元。是時條禁愈密、較課以租（祖）額前界遞年相參。景德初、榷務連歲增羨、三司卽取多收者爲額、帝慮或致掊克、詔凡增額比奏」。『宋會要輯稿（以下『宋會要』と簡稱）』食貨三〇茶法雜錄上、景德二年五月二十六日「詔自今諸路茶鹽酒課利增立年額、並令三司奏裁。先是榷務連歲增羨、三司卽酌中取一年所收、立爲祖額、不俟朝旨。帝以有司務在聚斂、或致掊克于下、故戒之」。『文獻通考』巻一七征榷考四榷酤・禁酒、（止齋陳氏曰）「咸平四年五月四日敕、諸州麴務、自今後將一年都收到錢、仍取端拱至淳化元年三年內中等錢數、立爲祖額、比較科罰。則酒課立額自此始、然則藏之州縣而已」。

（10）『文獻通考』巻一五征榷考二鹽「止齋陳氏曰、國初鹽筴只聽州縣給買、歲以所入課利申省、而轉運司操其贏以佐一路之費」。これに據れば課利收入はただその額を中央に報告するだけで、上供の對象とはならない。『群書考索』巻六三財用門・數目「姑以兩浙言之、祖宗之時、一歲通收緡錢不過三百三十萬貫、而茶鹽酒税十居其八。州郡支費皆在其間」。通商法下では鹽茶の課利は州縣の歲入を構成しない。『宋會要』食貨二三鹽法雜錄、咸平四年十一月「（陳）恕上言曰、……今若悉許通商、則必頓無儲擬、未有別錢備用、鹽法詎可改更、……卽令住賣官鹽、立乏一年課額」。

（11）第四節2に見るように、無額上供錢のうち、增添鹽酒錢、賣香藥錢等は課利收入の一部を上供させたものである。また崇寧以降には鹽法・茶法の改革により、鹽茶の課利は殆ど地方での存留が不可能となった。胡寅『斐然集』巻二五先公行狀「崇寧首變此法、則出自然者禁而不得行、則解池是也。利在編戶者皆入於官府、則河朔是也。利通外計者悉歸於于朝廷、則六路是也」。李綱『梁溪全集』巻一四四理財論「異時、……郡縣之用所以足者、以茶鹽之利在郡縣也。比年走商賈實中都、朝廷之用所以足者、以茶鹽之利在朝廷也」。南宋期にも繼承されるこれら課利收入の中央化は事實上の上供の增額ということができるが、これらの錢幣は「上供錢」とはよばれていない。

（12）宮崎市定『五代宋初の通貨問題』（一九四三）等による。

（13）新鑄錢の上供の開始年次について、日野註(1)・中嶋註(4)論文は永平監の鑄造開始當初とし、宮崎註(12)前揭書及び後出梅原註(27)論文は至道・咸平ころと推測する。

（14）「國初得唐乾元中所置永平監舊址、因之歲鑄四十六萬緡。

逮至道・咸平、置永豐・廣寧・豐國三監、總鑄八十六萬餘緡。一歲上供百三十餘萬緡」。宮崎市定氏は註(12)前掲書第五章「仁宗朝前後の通貨問題」において、「一歲上供百三十餘萬緡」を新鑄錢とは別の（左藏庫に納入すべき）上供錢としているが、鑄錢の項に租稅系の上供錢貨を併記するのは不自然であり、「一歲上供」は租稅系上供錢の歲額ではなく、咸平年間の某年の新鑄錢の上供額をいうのであろう。『長編』『宋史』『玉海』等は、いずれも咸平三年の歲鑄額を一三五萬貫とする。

(15) 『長編』巻六二、景德三年正月辛未「始置常平倉也。先是、言事者以爲水旱沴災有備無患、古有常平倉、今可復置。請于京東西河東陝西江淮兩浙、計戶口多少、量留上供錢自千貫至二萬貫、令轉運使每州擇清幹官主之、專委司農寺總領、三司無得輒用。每歲夏秋、準市估加錢收糴、貴則減價出糶、俟十年有增羨、則以本錢還三司」（『宋史』巻一七六食貨上四常平・義倉、『宋會要』食貨五三常平倉同年月條、略同）。

(16) 「上封者言、諸路歲以緡錢輸京師、致四方錢重而貨輕。丁卯詔、江東五萬緡、自今並市紬絹絲、福建・廣東各十萬、廣西八萬、並市銀上供、淮南・湖北各五萬、兩浙五萬五千、輸緡錢如故」。

(17) 『宋史』巻一八二食貨下四鹽中「初、天聖九年、三司請榷貨務入錢售東南鹽、以百八十萬三千緡爲額、後增至四百萬貫」。

(18) 『文獻通考』巻二三國用考一「景德四年詔淮南江浙荊湖南北路、以至道二年至景德二年終十年酌中之數、定爲年額上供六百萬石、米綱立額始於此。銀綱、自大中祥符元年詔、五路糧儲已有定額、其餘未有條貫、遂以大中祥符元年以前最爲多者爲額、則銀綱立額始於此。錢綱、自天禧四年四月三司奏請立定錢額、自後每年依此額數起發、則錢綱立額始於此。絹綿綱、雖不可考、以咸平三年三司初降之數、則亦有年額矣」。

(19) 『宋會要』食貨五一內藏庫「三司言、准詔、與內藏庫會議、自今撥鹽稅錢及歲別出錢六十萬貫、赴左藏庫、從之。是月內藏庫言、奉詔與三司商量、舊例逐年內藏庫退錢三十萬貫與三司、今來三司每年更要三十萬貫、本庫將天禧二年饒池江等州鑄到錢七十萬貫已來爲約、若每退出錢六十萬貫文與三司外、有一十萬在庫、每三年却管認南郊大禮錢二〔一〕百萬貫、卽侵本庫錢七十萬貫、如是饒池江等州鑄錢及得元額一百五萬貫到庫、卽每年退出外、有四十五萬貫文在庫、每三年南郊大禮却支錢一百萬外、三年內共有錢三十五萬貫文在庫」。

(20) 『長編』巻九七「大中祥符後、銅坑多不發、天禧末鑄一百五萬貫」。

(21) 『長編』巻六八大中祥符元年二月己酉「三司奏、假內藏庫錢三十萬貫、又請出銀五萬兩付左藏庫給用、皆從之」。『宋會要』食貨五一內藏庫、大中祥符六年七月詔「內藏庫、若般錢絹赴景福庫、封樁謄移、卽申三司、差驢車三十兩、裝載皇城親從親事官百人般運、其左藏庫送還錢、只抽那親從官百人揞錢、如綱運稍稀、止五十人」。

(22) 「又歲入饒池江建新鑄緡錢一百七〔五〕萬、斥舊蓄緡錢六十萬於左藏庫、率以爲常」。

(23) 『宋史』巻一七九食貨下一會計「景祐中、內藏庫主者言、

歲斥緡錢六十萬助三司、自天禧三年始」。張方平『樂全集』卷二三論京師軍儲事「契堪、遞年春初、內藏庫撥錢六十萬貫付三司、添助支費、謂之年退錢」。

(24) 中嶋敏氏は註(4)前掲論文において、「元額」を從來からの上供歲額とするが、宋朝の鑄錢開始以來天禧三年まで、新鑄錢の年々の歲額は諸史料に記載があるが、上供定額を一〇五萬貫に定めた事實は見られない。

(25) 『建炎以來朝野雜記』甲集卷一七財賦四內藏庫「太平興國三年、因分左藏北庫爲內藏庫、亦謂之景福內庫、然歲入不過錢百餘萬緡、銀十餘萬兩」。

(26) 『宋會要』食貨五一內藏庫太宗至道二年七月詔「河北三十五州軍、淮南二十一州軍、山南東道十州、京東應天府・江南昇潤州絹、並納內藏、自餘納左藏」。同咸平四年二月詔「青濰登溜萊五州絹、並直納內藏」。同景德四年十月「(眞宗曰)三司所假凡六千萬、自淳化迄景德、每歲多至三百萬、少亦不下百萬、累年不能償」。

(27) 梅原郁「宋代の內藏と左藏—君主獨裁制の財庫—」(『東方學報』京都四二、一九七一)參照。

(28) 『宋史』卷一七九食貨下一會計「大中祥符五年、重修庫屋、增廣其地、既而又以香藥庫・儀鸞司屋益之、分爲四庫。金銀一庫、珠玉・香藥一庫、錦帛一庫、錢一庫。金銀珠寶有十色、錢有新舊二色、綿帛十三色、香藥七色」。

(29) 清木場東「五代宋初の鹽錢について」(『東方學』六八、一九八四)、「北宋の郭內官賣制と鹽錢制」(久留米大學『產業經濟研究』二六—四、一九八六)。

(30) 『慶元條法事類』卷四八賦役門二給賜令「諸散靈鹽、……其錢並隨夏稅日限、只就本縣送納。如不願請鹽、卽據合散鹽數、止納陸分價錢」。いわゆる「六分價錢」である。

(31) 『長編』卷二五、雍熙元年五月、鹽鐵使王明請「開江南鹽禁、計歲賣鹽五十三萬五千餘貫、給鹽與民、隨稅收其錢二十四萬餘貫、聽商人般易、收其算」。從之。

(32) 日野開三郎氏は註(4)前掲論文において「新鑄銅錢の用途は次期鑄錢用銅材の買收その他の支出を通じて直接その地方に供給せられるものと、一旦京師の內藏庫に輸納せられ、その後社會に供給せられるものとの別があって、後者の場合を上供錢と呼んでいた」と述べ、中嶋敏氏もほぼ日野氏の規定を踏襲している(註(4)前掲論文)。兩氏による「上供錢」の規定は『群書考索』後集卷六〇財用門・銅錢類、崇寧五年(一一〇六)の條に、江池饒建四州の錢監が「上供錢」一三三萬四〇〇貫を鑄造し、衡舒睦鄂韶梧州の六錢監が「逐路支使等錢」計一五六萬貫を鑄造する、とあるのに基づく。しかし史料上新鑄錢を「上供錢」と稱したのはこれが初例で、崇寧以前に上供新鑄錢を「上供錢」と稱した事例はない。

(33) 『長編』卷二〇九治平四年正月庚申、三司使韓絳・翰林學士承旨張方平奏疏曰「祖宗平天下、收斂其金帛、納之內帑諸庫、其所以遺後世之業厚矣。自康定・慶曆以來、發諸宿藏以助興發、百年之積、惟存空簿」。

(34) 『宋會要』食貨五一左藏庫、(熙寧)二年九月二十七日詔「三司指揮、諸路金銀數、並納左藏庫。令左藏庫逐年支金三百兩、銀五十萬兩、赴內藏庫、永爲年額」。

(35) 『長編』卷二三〇、熙寧五年二月丁卯、內藏庫言「勘會、饒池江建等州遞年額鑄錢一百五萬貫并額外增剩餘錢、久來並納內藏庫。每年卻退錢六十萬貫并三年一次支南郊錢一百萬貫赴三司、顯見往復。欲乞下三司、自今年額鑄錢一百五萬貫、內支一十一萬六千六百六十六貫六百六十七文、并饒池江建州監鑄到額外剩錢、並納本庫外、餘錢並令左藏庫受。更不令本庫逐年退錢六十萬貫并每次南郊支錢一百萬貫與三司」。

(36) 『宋會要』食貨一一鑄錢監に饒池江建四鑄錢監の歲鑄銅錢額(『玉海』卷一八〇錢貨「元豐二十七監」により元豐三年の歲額)と上供方式の變更の記載がある(畢仲衍『中書備對』)。「已上四監、每年二十萬貫應副信州鉛山場買銀。三十五萬貫赴內藏庫、充添鑄年額。一百五萬上供、內藏庫納一十五萬貫、左藏庫納外九十萬(貫)、每撥三十三萬餘貫、內藏庫封樁、俟三年及一百萬貫、至南郊前撥與三司」。その後上供總額は、當十錢鑄造にともなう崇寧三年(一一〇四)の財庫改制で一時三〇〇萬貫に改定されたが(『宋會要』食貨五二元豐庫、同年正月二十七日條)、大觀中(一一〇七〜一〇)には一四〇萬貫にもどされた(『宋會要』食貨一一錢法)。

(37) 「神宗臨御之初、詔立歲輸內藏錢帛之額、視慶曆上供爲數」。

(38) 『長編』卷二六五、熙寧八年六月癸巳、仁宗皇帝慶曆三年詔「內藏庫言、楚濠州運絹三千匹、實本庫歲納之數、三司酒乞寄納於左藏庫。乞詔三司遵守條制、毋下諸庫寄納」。上批「係內庫路分上供錢帛、三司毋得別作名目移寄、致虧年額」。

(39) 「會國家之財賦、轉一歲之中而爲定式。別其州縣之廩給、諸路之轉搬、與酌漕舟車費」。

(40) 「而東南金帛之成數、入于王府者、皆可考也。江東、錢之上京、以緡錢計凡八十九萬、銀以兩計凡二十萬、絹以匹計凡五十萬。江西、錢之上京、以緡錢計凡三十四萬、銀以兩計凡十三萬、絹以匹計凡三十萬。湖南北、錢之上京者二十七萬、銀二十二萬、絹一十三萬。兩浙東西、錢之上京者七十四萬、銀四萬八千、絹七十二萬。福建、銀之上京者二十萬八千」。

(41) (崇寧)六年、尙書左丞宇文粹中言「祖宗之時、國計所仰、皆有實數。有額上供四百萬、無額上供二百萬、京師商稅・店宅務・抵當所諸處雜收錢一百餘萬。三司以七百萬之入、供一年之實、而儲其餘以待不測之用」。

(42) 『文獻通考』卷二三國用考。第四節2參照。

(43) 新法期の財政は租稅系・課利系を問わず在來の課稅額を改變せず、したがって兩部門とも全期間を通じて增收策はとられていない。宮澤註(2)論文參照。

(44) 『樂全集』卷二三論事・論京師軍儲事「府界稅賦、准皇祐五年赦敕、應開封府諸縣兩稅太重、特於元額上減落三分、永爲定式。今勘會、除依赦敕減三分外、卽今夏秋二稅斛㪷四十萬有餘石、錢三十四萬有餘貫、紬絹十萬有餘疋」。

(45) 『樂全集』卷二五論事・陳州奏賦率數「本州四縣、合行催納夏稅、苗子七萬七千五百石有零、鹽錢一萬五千八百貫有零、正稅屋稅預買和買紬絹三萬二百疋有零、絲綿四萬九千有零兩。又合行催納今年夏料青苗錢三萬七千七百貫有零」。

(46) 『樂全集』卷二五論事・論免役錢劄子「今以陳州言之、四縣合二萬九千七百有餘戶、夏秋二稅凡斛㪷一十五萬八千有零

石、正稅並和預買紬絹三萬有零疋、絲綿四萬九千有零兩、此常賦也。有鹽錢一萬五千八百有零貫、并夏秋沿納錢、雖緣敝法、承實已久、然此諸色錢、常例亦多用折納斛㪷、不悉輸錢也」。

(47) 『樂全集』卷二六論事・論率錢募役事「且擧應天府爲例、畿內七縣共主客戶六萬七千有餘戶、夏秋米麥十五萬二千有零石、絹四萬七千有零疋。此乃田畝桑功之自出、是謂正稅。外有沿納諸色名目雜錢十一萬三千有零貫、已是因循敝法、雖有錢數、實不納錢、並係折納穀帛。惟屋稅五千餘貫、舊納本色見錢」。

(48) 拙稿「宋代における兩稅の折納について」(『史林』六四―五、一九八一、『宋代稅政史研究』一九九三所收)參照。

(49) 草野靖「宋の屋稅・地稅について」(『史學雜誌』六八―四、一九五九)參照。

(50) 註(5)參照。

(51) 舊南唐領の丁口鹽錢、舊淸源節度使領の身丁錢、廣南の身丁米、湖南東部の丁米等は「雜變之賦」として田稅化され、湖南東部の丁米(紹興十四年免放)を除き南宋末まで存續した。北宋最末期に始まる兩浙の竈鹽系の身丁稅は田稅化されず南宋まで存續した。拙稿「宋代身丁稅の諸系統」(『東洋史研究』四五―三、一九八三、『宋代稅政史研究』所收)參照。

(52) 註(48)拙稿參照。

(53) 「夏秋稅所收、錢四百九十三萬二千九百九十一貫、匹帛二百七十六萬三千三百九十二匹、斛㪷一千八百七萬三千九十四石。已上三件、更有折變在內」。

(54) 『文獻通考』卷四田賦考四「二稅」熙寧十年見催。夏稅の錢は三八五萬二、八一七貫、秋稅の錢は一七三萬三、〇〇二貫。末尾に「雜色」計二十數種を一括した合計額を複合單位で記すが、これらは「雜變之賦」ではない。

(55) 福建路福州の場合、『三山志』卷一〇版籍類一・墾田によれば、夏稅錢の課額は、太平興國五年の稅制整備により、舊閩の二〇、三八四貫有奇から一五、〇六三貫二〇六文に減額された。その後咸平初年には夏稅錢と身丁錢とで合計二九、七四四貫であったが、大中祥符四年に身丁錢が蠲放されたため、夏稅錢の課額は七、〇六九貫有奇へと激減した。

(56) 秋苗については張守『毘陵集』卷二・乞除豁上供充軍糧劄子(紹興七年)「臣今略計、江西一路十一州軍秋苗、舊額一百六十萬石。上供年額、一百二十六萬石。起發之外、有三十餘萬石、以爲州縣歲計支用」とある。これは北宋時代のことを言ったもので、江西一路の兩稅苗米實徵額に對する上供率は約八〇%となる。

(57) 「國家肇造之初、雖創方鎭專賦之弊、以天下留州錢物盡名係省、然非盡取之也。當是時輸送毋過上供、而上供未嘗立額。郡置通判以其支收之數、上之計司、謂之應在。而朝廷初無封樁起發之制、自建隆至景德四十五年矣、應在金銀錢帛糧草雜物、以七千一百四十八萬計、在州郡不會、可謂富藏天下矣。大中祥符元年、三司奏立諸路歲額、熙寧新政增額一倍」。

(58) 『長編』卷一一四、景祐元年(一〇三四)春正月癸巳「詔三司、天下官物冗積者多、而歲供帳籍爲煩、其委官變易、若

可上供者悉蠲入京師」。

(59) 宮澤註(2)論文參照。

(60) 『長編』卷一六九、皇祐二年(一〇五〇)八月癸亥「出內藏庫絹一百萬、下河北都轉運司、權易大名府路安撫司封樁錢、市糴軍儲」。同卷二一三、熙寧三年(一〇七〇)秋七月壬辰「詔秦鳳路經略司擅貸封樁錢回易、令提點刑獄劾之」。

(61) 『玉海』卷一八六食貨・熙寧會計司「神宗始分天下之財、以爲二司。轉運司獨用民常賦與州縣配稅之課、其餘財利悉收於常平司、掌其發散、儲爲非常之用」。『古今源流至論』卷二・三司「外則常平・免役・坊場・河渡・地利之資、皆號朝廷封樁、內則歲課上供之數、皆別倉庫藏貯、而三司並不相關」。

(62) 『宋會要』食貨六四封樁、熙寧十年二月三日詔「中外禁軍、已有定額。三司及諸路計置請受、歲有常數。其間偶有闕額、未招揀人充塡者、其請受並封樁、毋得移用」。同元豐元年七月十三日詔「諸路轉運及開封府界提點刑獄司樁管闕額禁軍請受、據元額月給錢糧、委提點刑獄及府界提舉司拘收、於所在別封樁」。

(63) 『止齋文集』卷二一轉對論役法劄子によれば、戶長・壯丁・耆長の役はそれぞれ熙寧五年、七年、八年に廢止され、その雇錢はいずれも熙寧十年から樁管された。

(64) 『長編』卷二六八、熙寧八年九月癸酉、「酒詔買撲坊場等錢、并別樁管、許酬新法以前牙前及依條支賞、并依常平法給散外、不得他用」。周藤吉之「王安石の免役錢徵收の諸問題」(『宋代史研究』所收)參照。

(65) 『長編』卷三二四、元豐五年三月壬辰「詔司農寺、趣諸路提舉司、發常平并坊場積剩錢五百萬緡、輸元豐庫」。『宋會要』食貨五二元豐庫、同年十月二十五日「詔戶部右曹、於京東淮浙江湖福建十二路、發常平錢八百萬緡、輸元豐庫」。

(66) 『晦庵先生朱文公文集』卷一九奏狀・乞蠲減漳州上供經總制額等錢狀「所謂無額錢者、元無一定窠名可以樁辨、其多少不可得而預知。故創立之初、直以無額爲名」。

(67) 元豐五年に內藏庫に輸納された常平錢のうち、免役錢系の耆戶長壯丁雇錢は無額上供錢に指定されず、北宋末までは府界・諸路に封樁されたが、南宋になって經總制錢の一項目(窠名)となる。

(68) 「諸路無額錢物、立式下提刑司、括三年外未發數、期以一季聞奏」。『止齋文集』卷二〇吏部員外郎初對劄子第二。

(69) 「崇寧重修上供格頒之天下、率一路之增、至十數倍、迄今爲額」。

(70) 『長編』卷二五六、熙寧七年九月辛丑「遣比部員外郎王荀龍、京東收糴。詔京東轉運司劄刷上供錢帛、並留爲糴本」。

(71) 『長編』卷二八八、元豐元年三月己卯「賜度僧牒五百、付三司兌撥上供錢五萬緡、償廣南西路經略司」。『長編』卷二九〇、元豐元年秋七月丁酉「江浙等路提點坑冶鑄錢公事錢昌武言、潭州瀏陽縣永興銀場、自去年銀銅興發、乞下諸路轉運司、應副本司收買銅銀增鑄錢、從之。仍借支湖南上供錢十萬緡、候所鑄錢撥還、及令司農寺於認還內藏庫歲額錢內、支挪十萬緡、專置銀赴京」。

(72) 『長編』卷三三四、元豐六年夏四月丁未、入內高品曾處厚

言「準朝旨往韶・惠州、根磨內藏庫上供錢」。

(73) 『長編』卷三五〇、元豐七年十一月己亥詔「增差廣南東路鈐轄張整爲廣西鈐轄、駐桂州。其廣西上供錢、禁軍闕額錢米、並令樁留。其常平免役寬剩、經略司和糴・度僧牒錢、緩急並奏聽支用」。知桂州苗時中請也。

(74) 『長編』卷四三五、元祐四年十一月甲午、(蘇)軾又言「浙中自來號錢荒、今者尤甚。百姓持銀絹絲綿入市、莫有顧者、質庫人戶往往晝閉。若得官錢三二十萬散在民間、如水救火。欲乞指揮提轉、令將合上供錢散在諸州稅戶、令買金銀紬絹、充年額起發」。

(75) 『長編』卷四四一、元祐五年(一〇九〇)夏四月丙辰、戶部言「處台發溫衢銀坑興發、乞逐州應管合發上供及無額官錢、并就截應副買銀上京」。從之。

(76) 『長編』卷四九五、同年三月甲寅、江淮荊浙等路制置發運司言「諸路州軍合起上供有額錢物、如本州官司不依限計辦人船等足備、並科杖一百」。從之。

(77) 『長編』卷四一〇、元祐三年五月丙午朔、(蘇)轍言「……自熙寧以來、言利之臣不知本末之術、欲求富國、而先困轉運司、轉運司既困、則上供不繼、而戶部亦憊矣。兩司皆困、故內帑別藏積如邱山、而委爲朽壤、無益於算。故臣願陛下擧近歲朝廷無名封樁之物、歸之轉運司」。同卷三七九、元祐元年六月辛卯、監察御史陳次升奏「……熙寧以前、上供錢物無額外之求、州縣無非法之歛。自後獻利之臣、不原此意、惟務刻削以爲己功。若減一次一件、則據其所減色額、責令轉運封樁上供、別有增置合用之物、又令自辦。上供名件、歲益加多、有司財用、日惟不足。……臣欲乞聖慈特降指揮、勘會熙寧以來於上供額外剗行封樁錢物、並與放罷」。

(78) 『建炎以來朝野雜記』甲集卷一四財賦一・國初至紹熙天下歲收數「今東南歲入之數、獨上供錢二百萬緡、此祖宗正賦也」。

To conclude, the author takes a different view from many other researchers about the historical significance of the Imperial Edict from the Emperor himself in the Song period. The author doesn't think that its introduction implied political corruption during the Emperor Hui-zong 徽宗 era, nor does he think that its system served as a successful attempt by domineering Grand Councillors to achieve excessive power and keep it in hand.

ON THE PROVINCIAL REMITTANCE MONEY 上供錢 DURING THE NORTHERN SONG DYNASTY

SHIMASUE Kazuyasu

The percentage of money in the revenue of the Song Dynasty increased year by year. This situation, which is called the Monetization of Finance, was brought about not by the growth of private economy but by the financial expenses of the central government, which threw huge amount of money into the markets all over the country and co-ordinated the circulation of various goods as military necessities.

Under the system of Provincial Remittance, money was collected through the following three ways. (A) Provincial Remittance money, which was a monetary tax. The central government compelled the local governments to send the whole monetary tax except their own expenses to the Capital. Since 1020 the share of the central government was fixed at some 70%. (B) New Coinage 新鑄錢, which was the coinage produced by four official Bureaus of the Mint from 982. From 1019 until the end of the Northern Song the amount of the coinage was fixed at about one million and fifty thousand *guans* 貫 per year. (C) Unfixed Provincial Remittance Money 無額上供錢, which was the unfixed miscellaneous monetary receipts of the local governments. Since 1082 the central government had exploited several incomes which the local governments had so far treated as their own expenses.

According to rough statistics in the 1080's, the monetary incomes of the central government amounted to approximately eight million *guans*.

These consisted of (A) some four million *guans*, (B) some one million *guans*, and (C) some two million *guans*. Besides, there were the miscellaneous monetary receipts up to some one million *guans* collected in the metropolitan area. Only in accordance with statutory directions the local governments saved and used several times as much money as the central government.

'THE RIGHT OF THE STATE TREASURY' ON PRIVATE ESTATES IN THE ABBASID PERIOD

SHIMIZU Kazuhiro

It is widely accepted that in the later 'Abbāsid period, many landed estates had been formed by way of purchase, reclamation, contribution and enclosure. Most of the landholders made every effort to the land tax, as they tried either to be exempted from it or to be permitted to pay a decreased fixed sum. As a result, the government gradually lost its ability to collect the tax, which led to increased local power and eventually to independence. It also opened the way to the establishment of the military iqṭā'a system in the Buwayhid period.

But I suppose that it is not appropriate to underestimate the tax collecting ability of the 'Abbāsid government. While landholders tried to escape from the tax levy, the government had assigned *ḥaqq bayt al-māl*, or 'the right of the state treasury (i. e. the land tax)' to almost every estate, and made actual effort to collect this tax. We must therefore investigate how the value of these taxes were estimated and levied.

In the *Sawād* district in Iraq, the *Kharāj* or land tax had been raised as a fixed percentage taken from the output of crop (*muqāsama*). In this system of taxation, two different types of percentages were used. These were called *istān* (50 percent or half of the output) and *qaṭī'a* (10 percent or one tenth of the output). The percentage called *qaṭī'a* is equivalent to *'ushr* (the tenth) which, in accordance with Islamic law, was imposed upon private estates in the form of alms (*zakā'*). But aside from the legal theory, government officials created another logic in which *qaṭī'a* (the